

西尾市民病院訪問看護ステーション 訪問看護サービス利用契約書

様（以下「利用者」という。）と、西尾市
（以下「事業者」という。）は、訪問看護サービスの利用について、次のとおり契約しま
す。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、医療保険・介護保険法等の関係法令及びこの契約書
に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した
日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るた
めに、訪問看護サービスを提供します。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対
する利用料を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日からとします。介護保険の場
合は利用者の介護認定の有効期間満了日までとします。

2 利用者から事業者に対し、契約終了の申し出がない場合、本契約は自動的に更新さ
れるものとします。

（訪問看護計画の作成、変更）

第3条 事業者は、主治医の指示に基づいて、利用者の病状、心身状況、日常生活全般
の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。

2 訪問看護計画は、居宅サービス計画に沿って作成します。

3 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者及びその家族に対して説明を行い、同意
を得るものとします。

（主治医との関係）

第4条 事業者は、主治医からの指示を文書（訪問看護指示書）で受け、訪問看護サー
ビスを提供します。

2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、密接な連携を図
ります。

（訪問看護サービスの内容及びその提供）

第5条 利用者が提供を受けることのできる訪問看護サービスは、西尾市民病院訪問看
護ステーション重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）に記載されてい
るとおりとします。

2 事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明を行
います。

3 事業者は、利用者の居宅に訪問看護サービスに従事する職員（以下「サービス従事
者」という。）を派遣し、第3条の規定に基づき作成した訪問看護計画に沿って、利
用者に対して重要事項説明書に定めた訪問看護サービスを提供します。

（サービス提供の記録）

第6条 事業者は、訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、本契約の終了年度
の翌年度から5年間保管します。利用者またはその家族が希望する場合、複写物を速
やかに交付します。

2 利用者及びその家族は、当該利用者に係る前項のサービス実施記録を、当該事業所
の営業時間内に閲覧することができます。

3 利用者及びその家族は、当該利用者に係る第2項のサービス実施記録の複写物の交
付を希望する場合、事業者が定める複写物にかかる費用を支払います。

（利用料）

第7条 利用者は、訪問看護サービスの対価として、重要事項説明書に定める利用単位
ごとの利用料に基づき、算定された月ごとの合計金額を事業者に支払います。利用料
は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改正された場合には、
改定後の金額を適用するものとします。

2 事業者は、提供する訪問看護サービスのうち、関係法令の適用を受けないものがあ
る場合には、当該サービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

3 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従
い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

4 利用料の請求や支払い方法は、重要事項説明書のとおりです。

5 利用者の居宅において、訪問看護サービスを提供するために使用する水道、ガス、
電気、電話などの費用は、利用者の負担とします。

（契約の終了）

第8条 利用者は、7日間の予告期間をおいて事業者に通知することで、本契約を解約
することができます。ただし、予告期間が7日間以内の通知でも、利用者の病変や急
な入院など、やむを得ない事情があると事業者が認める場合は、本契約の解約ができ
ます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、30日間の予告期間を
おいて、理由を通知することで、この契約の解約ができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することで、直ちにこの契約の解約がで
きます。

(1) 事業者が正当な理由なく、訪問看護サービスを提供しない場合

(2) 事業者が第9条に規定する秘密保持に反した場合

(3) 事業者が利用者及びその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解
約ができます。

(1) 利用料の支払いが3か月以上遅延し、事業者の再三の通告にもかかわらず改善の
見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になった場合

(2) 利用者又はその家族が、事業者やサービス従事者に対して、本契約を継続し難い
ほどの迷惑行為、背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第 9 条 事業者及び事業所に従事する者は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も継続されます。

2 事業者は、サービス担当者会議において、個人情報利用同意書に基づき、必要最小限の範囲内で利用・共有するために用いることを、本契約をもって同意したものとみなします。

（緊急時の対応）

第 10 条 事業者は、訪問看護サービスを提供しているときに、利用者の病状が急変した場合又はその他必要な場合は、速やかに家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

（高齢者虐待防止）

第 11 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修を通じて、サービス従事者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2) 訪問看護計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) サービス従事者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、サービス従事者が利用者等擁護に取り組める環境整備に努めます。

（賠償責任）

第 12 条 事業者は、訪問看護サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

（身分証携行義務）

第 13 条 サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

（協力義務）

第 14 条 利用者は、事業者が訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

（連携）

第 15 条 事業者は、訪問看護サービスを提供するにあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（相談、苦情対応）

第 16 条 事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護サービスに関する利用者の要望、苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応します。

（本契約に定めのない事項）

第 17 条 この契約に定めのない事項については、医療保険・介護保険法等の関係法令に従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第 18 条 この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合、利用者及び事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通に利用者及び事業者が記名の上、事業者・利用者が各々保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者
住 所

氏 名 _____

記名代行人（代理人）
私は、本人の契約意思を確認し記名代行いたしました。
続 柄 ：

住 所

氏 名 _____

事業者
所 在 地 西尾市寄住町下田 22 番地
名 称 西尾市
代表者 西尾市長 中 村 健

事業所
所 在 地 西尾市熊味町上泡原 6 番地
名 称 西尾市民病院 訪問看護ステーション